

運輸局注

令和8年1月23日閣議決定により、実質的に案が取れた状況です。

育成就労制度の検討状況について



特定技能制度及び育成労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について①

【対象分野（案）】

両制度における外国人受入れの基本的な考え方・受入れ対象分野の定義（基本方針）

【特定技能制度及び育成労制度における外国人受入れの基本的な考え方】（基本方針第一の1）

外国人の受入れにより我が国の健全な労働市場の形成、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組、送出国との良好な関係の維持等に与える影響を十分考慮しつつ、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行う

【特定産業分野及び育成労産業分野の定義】（基本方針第二の1（1）、2（1））

- 特定産業分野：人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 育成労産業分野：特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野

両制度の対象分野イメージ（案）

特定産業分野：19分野（P）（※1・2）

育成労産業分野：17分野（P）（※1・2）

※3

特定産業分野の概要（案）

：既存分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野（※4）	宿泊分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野

：既存分野のうち新たな業務区分等の追加を検討中である分野

：新たに追加を検討中である分野（※5）

工業製品製造業分野

鉄道分野

航空分野

飲食料品製造業分野（※4）

リネンサプライ分野

物流倉庫分野

資源循環分野

※1 特定産業分野について、政府として、深刻な人手不足の状況にあることを客観的指標（有効求人倍率）により確認

※2 有識者会議や専門家会議等の議論の過程で、一定の専門性・技能を要する業務であることの確認（技能水準の設定、試験の作成等）等を行うが、当該整理ができない分野は、継続検討として対象分野等の追加等が令和8年度以降に先送りとなることなどがある

※3 自動車運送業分野（業務に従事するに当たり、我が国の法令に基づく普通自動車運転免許等の取得が前提となっているもの）、航空分野

※4 自動車整備分野については、業務区分を「自動車整備業務区分」と「車体整備業務区分（仮称）」の2区分に切り分けることを検討中

飲食料品製造業分野については、業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分け、前者について対象の産業を追加することを検討中

※5 新たな分野の追加や業務区分等の追加については、業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中

特定技能制度及び育成効率化制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②

【受入れ対象分野概要（案）】

所管	分野 (※1)	業務区分数	業務区分 (※2)	有効求人倍率 (※3)
厚生労働省	介護	1	・介護	4.32
	ビルクリーニング	1	・ビルクリーニング	2.43
	リネンサプライ(P)	1(P)	・リネンサプライ(P)	4.30
経済産業省	工業製品製造業 (※4)	10 → 18(P)	・機械金属加工 　・電気電子機器組立て 　・金属表面処理 　・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 　・RPF製造 　・陶磁器製品製造 　・印刷・製本 　・紡織製品製造 　・縫製 ・電線・ケーブル製造(P) 　・プレハブ製造(P) 　・家具製造(P) 　・定形耐火物製造(P) ・不定形耐火物製造(P) 　・生コンクリート製造(P) 　・ゴム製品製造(P) 　・かばん製造(P)	2.85
国土交通省	建設	3	・土木 　・建築 　・ライフライン・設備	5.48
	造船・舶用工業	3	・造船 　・舶用機械 　・舶用電気電子機器	4.63
	自動車整備	1 → 2(P) (※5)	・自動車整備 　・車体整備(P)	5.29
	航空	2	・空港グランドハンドリング 　・航空機整備	4.50
	宿泊	1	・宿泊	4.83
	自動車運送業	3	・トラック運転者 　・タクシー運転者 　・バス運転者	3.13
	鉄道	5 → 6(P)	・軌道整備 　・電気設備整備 　・車両整備 　・車両製造 　・運輸係員 　・駅・車両清掃(P)	3.66
	物流倉庫(P)	1(P)	・物流倉庫(P)	1.92

※1 グレー字は、新規追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の分野・業務区分

※2 緑字は、既存の業務区分の中で業務を追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成効率化制度分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

※3 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度（令和5年度）時点において算出した有効求人倍率

※4 工業製品製造業分野の既存の業務区分については、対象の産業に15産業を追加すること等を検討中

※5 自動車整備分野については、1つの業務区分を「自動車整備」と「車体整備」の2区分に切り分けることを検討中

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②

【受入れ対象分野概要（案）】

所管	分野 (※1)	業務区分数	業務区分 (※1)	有効求人倍率 (※2)
農林水産省	農業	2	・耕種農業全般 　・畜産農業全般	2.01
	漁業	2	・漁業 　・養殖業	2.15
	飲食料品製造業	1 → 2(P) (※3)	・飲食料品製造業(※4) 　・水産加工業(P)	2.98
	外食業	1	・外食業	4.28
	林業	1	・林業	2.41
	木材産業	1	・木材産業	2.73
環境省	資源循環(P)	1(P)	・廃棄物処分業(中間処理)(P)	3.06

※ 1 グレー字は、新規追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の分野・業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

※ 2 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度（令和5年度）時点において算出した有効求人倍率

※ 3 飲食料品製造業分野については、1つの業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分けることを検討中

※ 4 飲食料品製造業業務区分については、対象の産業に1産業を追加することを検討中

育成就労制度における転籍制限について(案)

転籍とは

計画的な人材育成の観点からは、育成就労は3年間を通じて同一の育成就労実施者の下で行われることが効果的であり望ましいものの、暴行、ハラスメント、重大悪質な法令違反行為又は重大悪質な契約違反行為があった場合などやむを得ない事情がある場合のほか、同一の育成就労実施者の下で育成就労を行った期間が一定の期間を超えている等の一定の要件を満たす場合には、育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者の変更（転籍）を行うことができる。（基本方針（令和7年3月11日付け閣議決定）第四2（1）工）

転籍制限と待遇向上策

- ・転籍制限期間については、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定するものとする。（基本方針（令和7年3月11日付け閣議決定）第四2（1）工）
- ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、当該期間を選択した育成就労実施者においては、就労開始から1年を経過した後には転籍の制限を理由とした昇給その他育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等を図らなければならない。（同上）
- ・また、転籍に当たっては、技能検定基礎級又は相当する育成就労評価試験及び各育成就労産業分野において日本語教育の参考枠A1相当の水準から「特定技能1号」への在留資格の変更に必要となる水準までの範囲内で育成就労分野別運用方針において設定する日本語能力の試験に合格していることが求められる。（同上）
- ・1年を超える転籍制限期間を定めた育成就労産業分野において、育成就労実施者の判断で自主的に転籍制限期間を1年とすることを選択した場合には、育成就労産業分野ごとに定める基準を満たす待遇の向上等の義務はかかるない。

各分野ごとの転籍制限・待遇向上策一覧

※この一覧表は、様々な御意見を踏まえた暫定的なものである。

	介護	クリーニング	サプライ	サプライ	製造業	工業製品	建設	造船・造船	自動車整備	宿泊	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
1年を超える転籍制限	2年	—	—	2年	2年	2年	2年	2年	—	—	—	—	—	—	2年	2年	—	—	2年	
日本語能力要件	A2	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	運輸係員 :A2 :その他 :※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	
待遇向上策	※2	—	—	※2	※2	※2	※2	※2	—	—	—	—	—	—	※2	※2	—	—	※2	

※1 日本語能力のA1相当と、A2相当の間の一定のレベル

※2 転籍制限期間が2年の分野は、当該分野における直近の昇給率を基準に、昇給率を毎年設定・公表し、1年目から2年目にかけて当該昇給率で昇給する（介護分野においては、育成就労外国人の就労可能な施設は公定価格である介護報酬等により運営されているため、介護職員等待遇改善加算の取得等を要件とする）⁴

上乗せ基準等の概要（案）

上乗せ基準とは

特定技能・育成労制度では、制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野に特有の事情に鑑み、これに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。

	介護	クリーニング	ビル	サプライ	サブライ	リネン	工業製品	製造業	建設※1	船舶	造船・	自動車整備	(特定技能のみ)	航空	宿泊	(特定技能のみ)	運送業	自動車	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	製造業	飲食料品	外食業	林業	木材産業	資源循環
事業者の範囲の限定(許認可等) ※外国人受入れに特に求めるもの	育	特・育	特・育				特・育		特・育			特	特・育	特	特	特	特	特・育	特・育		育	特・育	特・育			特・育		
受入事業実施法人への加入等					特・育 ※2		特																					
受入れ人数の上限	特・育					特・育															特・育			育				
労働条件					特・育 ※3	特・育														育	育							
労働安全衛生対策	特・育 ※4				特・育 ※5			育											育	特			特・育	特・育	特・育			
人材育成等(研修、キャリアアップ、体制等)	特・育 ※4				育 ※6	特・育	特	育					特 ※7							特・育	特	育						
通常より高い日本語能力水準	特・育 ※8												特 ※9		特・育 ※10													
監理支援機関等の範囲	育							特・育											育									

凡例:特:特定技能制度の上乗せ基準
育:育成労制度の上乗せ基準

※1 國土交通省における検討会で議論中

※2 育成労については現在調整中

※3 織維工業のみ

※4 特定技能は訪問介護のみ

※5 育成労はRPF製造業、ゴム製品製造業(混練り圧延加工)のみ

※6 金属熱処理業のみ

※7 タクシー運送業・バス運送業(新任運転者研修)のみ

※8 育成労:入国時A2

特定技能:A2+介護日本語試験

※9 日本語能力要件の見直しを検討中(タクシー運送業・バス運送業)

※10 育成労:運輸係員のみ入国時A1、就労開始までにA2相当

特定技能:運輸係員のみB1

主な上乗せ基準等について（1／2）（案）

事業者の範囲の限定

介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、建設、自動車整備、**航空**、宿泊、**自動車運送業**、物流倉庫、農業、**飲食**、料品製造業、外食業、林業、資源循環



- 特定技能・育成労制度の適正な運用のため、通常許可が必要とされる範囲を超えて、受入れ機関に業法上の許可等を求めること。
【例】自動車整備分野では、受入れ機関は、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であることとしている。

受入れ事業実施法人への加入等

工業製品製造業、**建設**



- 分野別協議会の加入義務に代えて、所管大臣の登録を受けた法人への加入を求める事。
【例】建設分野では、特定技能所属機関は、建設分野における適正かつ円滑な受け入れを目的とする法人に入会することとしている。

受入れ人数の上限

介護、建設、漁業、林業



- 受入れ人数について、通常（育成労制度は常勤職員の一定割合、特定技能制度は制限なし。）よりも限定すること。
【例】介護分野では、事業所で受け入れができる1号特定技能外国人は、事業所単位で日本人等の常勤介護職員の総数を上限とすることとしている。

労働条件

工業製品製造業、建設



- 分野の特性に応じた労働者保護のため、特定の労働条件を課すこと。
【例】工業製品製造業分野のうち、「中分類11繊維工業」に該当する事業所は、勤怠管理を電子で管理することなどの要件を満たすこととしている。

農業、漁業



- 労働者の要保護性に鑑み、労働基準法の適用除外となっているものにつきその準拠などを求めるもの。
【例】農業分野では、未熟練外国人労働者である育成労外国人については適切な労働時間管理を行う必要性が高いことから、労働基準法に準拠することとしている。

【凡例】赤：特定技能制度にのみ設けられている上乗せ基準等

青：育成労制度にのみ設けられている上乗せ基準等

主な上乗せ基準等について（2／2）（案）

労働安全衛生対策

介護、工業製品製造業、自動車整備、農業、漁業、林業、木材産業、資源循環



○労働災害発生の防止のため、通常よりも高い基準を求める。

【例】林業分野では、育成労働者が作業に従事する現場においては、緊急時における連絡体制が整備されており、伐木作業に従事する現場においては、緊急時に指示が出せる範囲に育成労働指導員を配置することとしている。

人材育成等

介護、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、自動車運送業、飲食料品製造業、外食業、林業



○分野の特性に応じた人材育成等のため、通常求められる範囲を超えて、受入れ機関が外国人に対し一定の講習等を受講させること。

【例】建設分野では、受入れ機関が、特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講することとしている。

通常より高い日本語能力水準

介護、自動車運送業、鉄道（運輸係員）



○業務の特性から、通常（※）より高い日本語能力水準を求める。

※一般的には、育成労働制度では、入国時に日本語能力なし、育成労働開始時にA1相当、特定技能制度では、入国時（特定技能開始時）にA2相当となっている。

【例】介護分野では、育成労働外国人について、入国時にA2、2年目以降はA2及び日本語学習プラン（ただし、B1を取得している場合、日本語学習プランは不要）、育成労働終了時及び特定技能外国人について、A2及び介護日本語評価試験を求めている。

監理支援機関等の範囲

介護、自動車整備、漁業



○分野の特有の事情に応じ、監理支援機関となることのできる基準について変更すること。

【例】自動車整備分野では、監理支援機関の計画作成指導者を自動車整備士とすることなどを求めている。

【凡例】赤：特定技能制度にのみ設けられている上乗せ基準等

青：育成労働制度にのみ設けられている上乗せ基準等